

医療法人えんさこ医院 指定訪問リハビリテーション及び
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人えんさこ医院が開設する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護または要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定訪問リハビリテーションの従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上をめざし、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業所の指定介護予防訪問リハビリテーションの従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 えんさこ医院
- 二 所在地 岡山県倉敷市下庄458-1番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 医師2名（常勤2名、医療法人えんさこ医院の常勤医師との兼務）
医師は、（介護予防）訪問リハビリテーション計画を作成するに当たって必要な診療

等を行う。

二 作業療法士 1名（指定訪問リハビリテーション提供にあたる適当数）

作業療法士は、（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 月、火、水、木、金曜日、午前9時から午後6時までとする。

（利用料等）

第6条 指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、倉敷市（庄支所管区内）、岡山市（吉備支所管内）の区域とする。

（事故発生時の対応）

第8条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（苦情処理の対応）

第9条 サービスについての相談や不満、苦情などがある場合は担当者（田淵 利江）が窓口となる。苦情の申し出があった場合には、迅速かつ適切に対応し、サービス向上・改善に努める。苦情等の対応は一定の様式等を定め、その記録については終結後5年間保存する。

◎えんさこ医院訪問リハビリテーション担当者（田淵 利江）

電話086-463-7666

また市町村・国保連合会の介護保険苦情窓口においても苦情相談できる。

◎岡山県国民健康保険団体連合会

電話086-223-8825

◎市町村（最寄りの市役所、町又は村役場）

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため観点から、虐待の発生・再発・防止のための委員会を設置する。指針の整備と研修の定期的な実施を行うこととする。担当者は田淵利江とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

附 則、

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。